

使用料一覧表

令和8年（2026年）4月1日からの使用料は以下のとおりです。
使用料に変更が生じた区分は、網掛けになっています。

【部屋の使用料】

（単位：円）

	部屋名	区分使用			時間使用
		午前	午後	夜間	
交流プラザ	海のホール	22,560	30,100	30,100	—
	波のホール	11,120	14,790	14,790	—
	風の部屋1・2・3	8,400	11,060	11,060	—
	風の部屋1	2,610	3,280	3,280	—
	風の部屋2	2,940	3,980	3,980	—
	風の部屋3	2,850	3,800	3,800	—
	交流ルーム1・2	2,260	3,020	3,020	—
	交流ルーム1	1,130	1,510	1,510	—
	交流ルーム2	1,130	1,510	1,510	—
	休憩室	570	750	750	—
交流プラザ (その他設備)	冷蔵庫(倉庫102)	80	100	100	—
	温蔵庫(倉庫102)	960	1,280	1,280	—
学習プラザ	スタジオ101	1,310	1,750	1,750	440
	スタジオ102	5,310	7,080	7,080	1,770
	創作室	3,590	4,790	4,790	1,200
	料理実習室	3,440	4,590	4,590	1,150
	学習室201・202	5,380	7,180	7,180	1,800
	学習室201	2,690	3,590	3,590	900
	学習室202	2,690	3,590	3,590	900
	学習室301	2,880	3,840	3,840	960
	学習室302	2,840	3,790	3,790	950
	学習室303	1,230	1,650	1,650	420
	学習室304	1,230	1,650	1,650	420
	和室305・306	3,030	4,040	4,040	1,020
	和室305	1,720	2,290	2,290	580
和室306	1,310	1,750	1,750	440	

- ※ 消費税を含みます。
- ※ 柏崎市・刈羽村・出雲崎町の住民以外の方が使用する場合は、定額を10割増とします。
- ※ 入場料を徴収する映画、演劇、演芸、演奏その他これらに類するもの使用または商品の販売は、定額の10割増とします。ただし、入場料（入場料その他これに類する料金を徴収するものを含む。）が2,000円以下の場合は、定額の5割増とします。
- ※ 業務上の利用または広告、宣伝、展示その他これらに類するものであり、将来に利便を得ようとして使用するものと認められる場合は、定額の5割増とします。
- ※ あらかじめ許可を受けた使用時間に満たない使用でも、使用料の時間割計算は行いません。
- ※ あらかじめ許可を受けた使用時間を使用日当日に超過して使用する場合（時間使用の場合を除く。）の使用料は、その使用が正午から午後1時までのときは午前の、午後5時から午後6時までのときは午後の、それぞれの使用料の時間割計算による額の2割増相当の額になります。この場合、超過使用時間が1時間に満たないときでも、1時間として計算します。
- ※ 交流プラザで公演をするために、「海のホール」、「波のホール」、「風の部屋の1・2・3」及び休憩室を準備または練習に使用する場合は、定額の5割の額とします。ただし、他の割増規定に該当する場合は、その規定を適用して算定した使用料の5割とします。

【付属設備の使用料】

（単位：円）

名称	単位	金額	名称	単位	金額
音楽会用音響装置	一式	5,400	可動観覧席(198席)	一式	3,240
照明装置	一式	4,320	ピアノ	一式	1,300
舞台装置	一式	2,160	持込電気器具	1kw	120

- ※ 消費税を含みます。
- ※ 付属設備は、交流プラザの一部の部屋のみで使用することができます。
- ※ 区分使用の場合は、1区分ごとに1回として算定します。